

三重県議会 議会活動計画（案）

1 計画の趣旨

議員任期 4 年間を見据えた活動を計画的に行っていくため、議員任期 4 年間の主な議会の取組を掲げるとともに、取組成果の確認と継続的な改善活動の仕組みについてまとめたものです。三重県議会基本条例第 15 条第 2 項には、「議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。」と規定しています。議員間討議の充実は県議会にとって重要なことであり、議論が常任委員会を中心に行われていることを考え、議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会に焦点を当てた活動計画を策定し、評価することとします。

2 計画期間

平成 27 年 5 月～平成 31 年 4 月（平成 27 年度は試行）

3 議会活動の基本方針

三重県議会基本条例第 3 条により、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行います。

- (1) 議会活動を県民に説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。
- (2) 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。
- (3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組みます。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体議会との交流及び連携を行います。

4 取組内容

- (1) 知事等との関係～監視・評価・政策立案・政策提言～
総合計画

県の総合計画の策定に合わせ、調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。なお、平成 27 年度には、「みえ県民カビジョン・行動計画」の策定に合わせ、調査・審査を行い、知事への申し入れを行いました。

また、同行動計画の進行管理のための「成果レポート」については、毎年度、予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行い、知事への申し

入れを行います。その後、全員協議会で執行部から申し入れに対する回答の説明を受け、各行政部門別常任委員会で申し入れに対する執行部の対応状況の調査を行います。(別紙 1)

当初予算

「当初予算」については、毎年度、予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。(別紙 1)

個別の行政計画

個別の行政計画については、改訂時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。具体的には、6月に策定する年間活動計画に基づき、県内外調査、公聴会及び参考人招致を実施するなど、調査・審査を行います。(主な計画の計画終期は別紙 2 のとおり)

特に調査・検討を要する重要課題

県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項については、必要に応じて、特別委員会や附属機関、調査機関、検討会等を設置し、政策提言や政策立案を行います。

なお、平成 27 年度には「三重県人口ビジョン(仮称)」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」が策定されること等から、「地方創生に関する政策討論会議」及び「人口減少対策調査特別委員会」を設置して調査・審査を行い、知事への申し入れ等を行いました。

重点調査項目

6月に策定する年間活動計画において委員会ごとの重点調査項目を定め調査・審査を行います。具体的には、年間活動計画に基づき、県内外調査、公聴会及び参考人招致を実施するなど、調査・審査を行います。

議員勉強会

議員の政策形成能力の向上を図るため、全議員を対象とする勉強会を開催します。

(2) 県民との関係～広聴広報～ 議長定例記者会見

議会に係る情報発信を行うため、議長定例記者会見を月 1 回実施します。

広聴広報会議

効果的な広聴広報の取組について協議・調整するため、広聴広報会議を月 1 回開催します。

みえ現場 de 県議会

多様な県民の意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等を設定して、関係団体や県民に広く参加を呼びかける「みえ現場 de 県議会」を開催します。開催後、広聴広報会議からテーマに関連する委員会等に対し、県民等からいただいた意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

みえ高校生県議会

高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。開催後、広聴広報会議から高校生からの質問事項に関連する委員会に、高校生の意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

みえ県議会出现前講座

地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、学校からの申込みを受けて、児童、生徒、学生に対して、三重県議会の仕組み等を学校に出向いて説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出现前講座」を実施します。

5 取組成果の確認

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から、委員会（予算決算常任委員会の場合は理事会）による自己評価を毎年行います。

具体的には以下の事項の確認を行います。

- ・年間活動計画の進捗度
- ・委員会運営の円滑度
- ・議員間討議の充実度
- ・県内調査の充実度

- ・ 県外調査の充実度
- ・ 参考人招致の活用度
- ・ 公聴会の活用度
- ・ 施策への反映度
- ・ 調査・審査への活用度

6 継続的な改善活動

上記5のとおり、毎年、取組の評価を行い、翌年の取組の改善に努めるとともに、4年間を通した評価サイクルも構築し、次期改選後の議会に課題等を申し送ることで継続的な改善活動につなげていきます。(別紙3)

(1) 常任委員会における単年度の評価サイクル

2月定例会議の委員会の際に、1年の振り返りとして、委員会ごとに委員(予算決算常任委員会の場合は理事)による委員会活動の自己評価を行う。

委員長会議で委員会の評価結果を確認する。

議長が交代する場合、前議長から新議長に評価結果を引き継ぐ。

5月の役員改選後の委員長会議で、議長から新委員長に評価結果を引き継ぐ。

新委員長は、評価結果を各委員会の年間活動計画の作成や委員会運営に反映させる。

(2) 常任委員会における4年間の評価サイクル

1年目(平成27年度)

- ・ 代表者会議からの依頼を受けて、議会改革推進会議において、議員任期4年間の議会活動の取組内容や評価の仕組みを協議します。
- ・ 議会改革推進会議からの協議結果の報告を受け、代表者会議において、議員任期4年間の議会活動の取組内容や評価の仕組みを決定し、年度末には当年度の評価を試行的に行います。

2年目と3年目(平成28、29年度)

- ・ 常任委員会において、前年度の評価結果を当年度の活動に反映させるとともに、年度末には当年度の評価を行います。

4年目(平成30年度)

- ・ 常任委員会において、前年度の評価結果を当年度の活動に反映させるとともに、年度末には当年度の評価を行います。
- ・ 代表者会議の依頼を受けて、議会改革推進会議において、外部有識者

などから評価の仕組みや取組結果に対する評価とアドバイスを受けつつ、4年間を通じた議会活動の評価と次期改選後議会への提言について協議します。

- ・議会改革推進会議の協議結果を受け、代表者会議において、4年間を通じた議会活動の評価と次期改選後議会への提言を決定し、議長を通じて次期改選後議会へ申し送ります。

7 計画の決定・変更・進捗管理

この計画の決定・変更は代表者会議で行います。

進捗管理は議長が行うものとし、具体的には、議長が議会活動計画の実施状況を取りまとめ、5月の役員改選後の代表者会議で報告するものとします。